

不法投棄は

犯罪

です!!!



「ショリクマくん」

罰則

懲役**5**年以下、罰金**1,000**万円(法人は**3**億円)以下

不法投棄とは?

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められております。廃棄物は決められたごみステーションや処分場以外で処理することはできません。また、自分の敷地内に埋めることも違反になります。

不法投棄は 犯罪です!!



違反すると？

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円)が科せられます。
(罰則規定: 廃棄物処理法第25条、第32条)

他の罰則と比べると…

暴行罪・脅迫罪…2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金

罰則 **暴行や脅迫より 重い!**

⚠ 不法投棄の検挙事例 ⚠ 不法投棄の検挙事例 ⚠

借りていた土地にごみを不法に埋め立てた

**懲役1年6ヵ月
罰金70万円**



不法投棄を発見したときは？

不法投棄をしているところを目撃した!

警察(110番もしくは最寄りの警察署)または
札幌市環境局事業廃棄物課特定廃棄物係
(☎011-211-2927)に**場所、実行者、車両番号**
等を通報してください。

不法投棄されたゴミを発見した!

札幌市環境局事業廃棄物課特定廃棄物係
(☎011-211-2927)までご連絡ください。投棄物を調査いたします。なお自転車は盗難等の可能性があるため、まずは警察に確認してください。



投棄者が判明しなかった場合は？

廃棄物処理法第5条では、「土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その所有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と定められています。不法投棄の処理については、投棄者に原状回復を求めることは当然ですが、見つからなかった場合には土地又は建物の所有者・管理者が自ら回復する必要があります。土地又は建物の所有者・管理者は土地又は建物の管理を適正に行うようお願いいたします。



土地の所有者は自らの所有地を適切に管理する必要があります。**「行政では、私有地に捨てられた不法投棄物の回収はできません。」**

そのため不法投棄をされないように、柵を設ける。のぼり旗や看板を設置するなどの対策をし、適正な管理に努めてください。



さっぽろ市
02-101-16-2320
28-2-1318